

ID: 52

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市福社会館条例 第9条		
例 規 番 号	平成13年条例第98号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、会館の使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用目的又は使用許可の条件に違反したとき。 (3) 災害その他の事由により会館の使用ができなくなったとき。 (4) 前3号に定めるもののほか市長が公益上必要があると認めたとき。 【基準】 根拠条文、西東京市福社会館条例施行規則第9条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 第9条 条例第9条第4号に定める市長が公益上必要があると認め使用を制限したり、退去させる場合は次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 火薬類その他の危険物を所持する者 (2) 酒気を帯びている者 (3) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者 (4) その他管理上支障があると認められる者 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日